解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散しましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日

山口県宇部市大字善和二〇三番地九〇

財団法人宇部市施設管理公社

代表清算人　大谷　唯輝

解散公告（第三回）

当法人は、社員の欠乏により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日

福岡県大牟田市本町三丁目七―一一

医療法人大林眼科医院

清算人　大林　孚雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月二十四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日

長崎市大黒町九番二七号篠田ビル三階

社団法人長崎県医薬品登録販売者協会

代表清算人　篠田　隆司

解散公告（第三回）

当法人は平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日

長崎市江戸町二番一号

財団法人長崎県傷痍軍人会

代表清算人　野口　辰乃

配当公告

岐阜県多治見市旭ケ丘十丁目六番地の六三

破産者　株式会社マルカ多治見商会

右の者に対する岐阜地方裁判所多治見支部平成二十三年（フ）第一七七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一五八、五五九、四七八円

一、配当することのできる金額

金一六、八五〇、一五六円

平成二十五年四月五日

岐阜県土岐市駄知町二〇五五番地の一

破産管財人　伊藤知恵子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市東雲町六番地六、最後の住所旭川市春光台四条一〇丁目一番地　北海道療育園

被相続人　亡　三浦裕紀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月五日

新事務所旭川市四条通七丁目七九三番一旭川トラストビル二階　はしもと法律事務所

相続財産管理人　弁護士　橋本幸太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市太白区東中田五丁目二〇一番地、最後の住所仙台市太白区袋原字堰場三四番地の一

被相続人　亡　遠藤　政行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月五日

事務所仙台市青葉区一番町一丁目一六番二三号ＳＬＳビル三階広瀬川総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大張　慎悟

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県東松島市浜市字白萩七番地二、最後の住所仙台市若林区六丁の目南町八番六〇―五〇八号

被相続人　亡　石垣みゆき

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月五日

事務所仙台市青葉区一番町一丁目一七番二四号高裁前ビル八階佐々木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐々木雅康

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県鶴岡市松根字下松根一五〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　佐藤　幸雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月五日

山形県鶴岡市本町三丁目二番三号　池田法律税務事務所

相続財産管理人　弁護士　尾形　稔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所東京都大田区西糀谷四丁目二八番六号　被相続人　亡　西村　静枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月五日

事務所東京都千代田区麹町三―一二―五近代ビル七階横松総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　横松　昌典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区京島二丁目一〇五番地、最後の住所東京都葛飾区立石五丁目二六番一―三〇五号白亜館ダイヤモンドマンション

被相続人　亡　小島　一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月五日

事務所東京都中央区銀座八丁目八番一七号伊勢萬ビル六階福家総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　北野　俊光

第27期決算公告

平成25年4月5日

新潟県東蒲原郡阿賀町向鹿瀬1265番地

新潟昭和株式会社

代表取締役社長　劔持　庄司

貸借対照表の要旨（平成24年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	359,672
	固定資産	127,760
	合計	487,432
負債及び純資産の部	流動負債	180,172
	固定負債	7,512
	株主資本	299,748
	資本金	100,000
	資本剰余金	169,428
	利益剰余金	30,320
	その他利益剰余金	9,237
	（うち当期純利益）	(12,419)
	合計	487,432

第5期決算公告　平成25年4月5日

北海道北見市広郷1330番地1

株式会社上常呂ファーム

代表取締役　中村　靖博

貸借対照表の要旨

（平成24年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	10,511
	固定資産	28,187
	合計	38,699
負債及び純資産の部	流動負債	5,307
	固定負債	21,556
	株主資本	11,835
	資本金	6,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	835
	その他利益剰余金	835
	（うち当期純利益）	(437)
	合計	38,699

第6期決算公告　平成25年4月5日

北海道滝川市中島町198番地1

株式会社滝川アグリ

代表取締役　東　信彦

貸借対照表の要旨

（平成24年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	94,937
	固定資産	151,089
	合計	246,027
負債及び純資産の部	流動負債	31,575
	固定負債	149,218
	株主資本	65,232
	資本金	32,500
	資本剰余金	31,500
	資本準備金	31,500
	利益剰余金	1,232
	その他利益剰余金	1,232
	（うち当期純利益）	(85)
	合計	246,027